

## 2 民間給与関係資料

### 平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 11,052 事業所

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

##### イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,262 事業所を無作為に抽出選定した。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

##### ウ 調査実人員

64,403 人（うち初任給関係職種 7,413 人）

**第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数**

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	63	9	13	16	21	4
製 造 業	199	27	42	35	83	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	224	27	26	26	105	40
卸 売 業 ， 小 売 業	165	18	19	27	85	16
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	86	24	9	12	29	12
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	245	48	31	30	96	40
計	982	153	140	146	419	124

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が280事業所あった。

2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

**第 11 表 民間における定期昇給制度の状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 制 度 の 内 容			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	87.3 %	28.9 %	72.0 %	43.0 %	12.7 %
課 長 級	81.1 %	20.5 %	67.9 %	39.2 %	18.9 %

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

**第 12 表 民間における定期昇給の実施状況**

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	84.6 %	83.1 %	29.1 %	3.6 %	50.4 %	1.5 %	15.4 %
課 長 級	77.4 %	75.8 %	24.8 %	4.1 %	46.9 %	1.6 %	22.6 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 13 表 民間における家族手当の支給状況**

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,504 円
配 偶 者 と 子 1 人	21,913 円
配 偶 者 と 子 2 人	28,627 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,000円（行政職給料表（一）4級等の職員は3,000円）、子については、1人につき9,000円である。

なお、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

**第 14 表 民間における住宅手当の支給状況**

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	53.0 %
非 支 給	47.0 %

**第 15 表 民間における冬季賞与の配分状況**

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	50.7 %	49.3 %
課 長 級	46.5 %	53.5 %
部長級(非役員)	45.4 %	54.6 %

**第 16 表 民間における特別給（賞与）の支給状況**

企業規模		規模計		
			1,000人以上	1,000人未満
項目				
平均所定内給与月額	下半期	397,208 円	411,525 円	379,707 円
	上半期	397,727 円	411,935 円	380,261 円
特別給の支給額	下半期	896,051 円	991,257 円	776,019 円
	上半期	936,385 円	1,038,181 円	807,210 円
特別給の支給割合	下半期	2.26 月分	2.41 月分	2.04 月分
	上半期	2.35 月分	2.52 月分	2.12 月分
	年間計	4.61 月分	4.93 月分	4.16 月分

(注) 下半期とは平成 29 年 8 月から平成 30 年 1 月まで、上半期とは平成 30 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.50 月である。

第 17 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000人以上	100人以上 1,000人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	210,046	213,339	208,073	214,267
		短 大 卒	188,411	186,660	184,097	* 213,450
		高 校 卒	172,106	175,807	168,448	* 179,333
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	210,409	220,441	208,344	204,250
		短 大 卒	193,097	* 186,019	192,913	* 197,939
		高 校 卒	178,139	* 172,180	179,028	* 182,554
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	210,143	214,898	208,145	210,323
		短 大 卒	190,105	186,573	188,077	* 205,760
		高 校 卒	174,552	174,774	172,996	* 181,294
新 卒 研 究 員		大 学 卒	x	—	x	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	—	—	—	—
準 新 卒 医 師		大 学 卒	—	—	—	—
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	* 230,294	x	x	—
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		養 成 所 卒	x	x	—	—
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	—	—	—	—
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	* 207,195	* 203,867	* 217,262	—
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	—	—	—	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 223,100	—	* 240,900	x
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成27年3月大学卒業後、平成27年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成30年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「x」は調査事業所が1事業所、「\*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

## 第 18 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	52.7	756,244	753,567	2,677	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.9	752,621	743,966	8,655	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	50.0	626,600	624,204	2,396	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	48.1	618,910	608,852	10,058	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	42.8	580,235	554,691	25,544	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	42.7	465,766	410,209	55,557	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	38.3	380,399	334,136	46,263	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	34.5	332,507	288,847	43,660	
工 場 長	50.3	804,120	772,059	32,061	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	51.3	712,814	708,802	4,012	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	49.8	588,527	578,359	10,168	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	47.6	584,821	571,286	13,535	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	47.7	519,507	481,570	37,937	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	45.3	519,048	463,169	55,879	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	41.4	440,084	387,059	53,025	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	35.4	372,820	305,927	66,893	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない(第18表において同じ。)

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(第18表において同じ。)

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(第18表において同じ。)

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(第18表において同じ。)

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
研 究 所 長		50.2	928,326	928,326	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部 ( 課 ) 長		52.7	665,200	663,620	1,580	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室 ( 係 ) 長		47.3	543,183	542,152	1,031	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員		42.4	539,698	468,290	71,408	下記研究員より上位の者
研 究 員		32.1	378,467	310,412	68,055	
研 究 補 助 員		32.5	274,079	235,427	38,652	

### 医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
		歳	円	円	円	
病 院 長		57.9	1,389,150	1,389,150	0	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長		58.9	1,289,534	1,289,534	0	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長		57.5	789,645	787,548	2,097	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師		51.1	724,724	721,003	3,721	
歯 科 医 師		42.8	436,278	424,150	12,128	
薬 局 長		52.1	591,293	547,283	44,010	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師		40.6	431,966	395,262	36,704	
診 療 放 射 線 技 師		42.6	443,883	405,543	38,340	
臨 床 検 査 技 師		47.4	474,558	446,611	27,947	
栄 養 士		40.8	400,188	345,328	54,860	
理 学 療 法 士		31.5	296,847	282,619	14,228	
作 業 療 法 士		32.6	306,915	295,127	11,788	
総 看 護 師 長		55.6	572,161	556,208	15,953	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長		47.3	488,864	448,935	39,929	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師		40.1	432,484	386,322	46,162	
准 看 護 師		44.2	345,603	294,002	51,601	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	時間外手当		
			所定内給与	時間外手当	
大 学 学 長	68.5	889,150	889,150	0	
大 学 副 学 長	59.0	829,430	829,430	0	
大 学 学 部 長	59.6	801,828	801,828	0	
大 学 教 授	56.8	697,742	693,044	4,698	
大 学 准 教 授	48.2	572,215	554,942	17,273	
大 学 講 師	46.8	513,834	495,748	18,086	
大 学 助 教	40.4	417,948	409,057	8,891	
高 等 学 校 校 長	60.8	828,296	828,296	0	
高 等 学 校 教 頭	54.6	740,267	724,061	16,206	
高 等 学 校 主 幹 教 諭	51.5	789,552	788,249	1,303	
高 等 学 校 指 導 教 諭	48.1	501,279	501,279	0	
高 等 学 校 教 諭	42.1	517,264	499,613	17,651	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	時間外手当		
			所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長	49.0	789,678	553,294	236,384	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	41.9	594,274	443,734	150,540	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	31.0	461,681	347,428	114,253	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	26.4	406,743	308,576	98,167	
運 航 士	—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長	55.1	606,204	402,195	204,009	
甲 板 手 ・ 操 機 手	34.5	452,330	299,319	153,011	
甲 板 員 ・ 機 関 員	21.3	308,235	216,604	91,631	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	時間外手当		
			所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手	49.3	380,360	348,649	31,711	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用乗用自動車運転手	46.1	339,763	279,645	60,118	
守 衛	47.2	301,245	241,652	59,593	
用 務 員	45.0	305,773	304,216	1,557	



その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区分 職種	平均 年齢	平均給与額			備考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支店長	52.8	792,593	791,271	1,322	構成員50人以上の支店(社)の長(5級)
事務部長	52.2	788,235	775,944	12,291	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
事務部次長	50.4	665,584	663,164	2,420	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
事務課長	48.4	653,917	642,070	11,847	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
事務課長代理	42.3	602,996	581,592	21,404	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
事務係長	42.9	489,512	428,203	61,309	係の長及び係長級専門職(3級)
事務主任	37.2	376,559	331,400	45,159	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
事務係員	34.9	340,267	295,389	44,878	(1級)
工場長	49.4	839,539	839,539	0	構成員50人以上の工場の長(5級)
技術部長	51.8	747,920	743,721	4,199	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(5級)
技術部次長	50.3	624,442	609,141	15,301	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)(5級)
技術課長	48.4	612,393	599,363	13,030	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職(4級)
技術課長代理	48.8	540,056	504,020	36,036	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職(課長-係長間)(3級)
技術係長	46.7	550,569	503,267	47,302	係の長及び係長級専門職(3級)
技術主任	45.2	498,033	460,511	37,522	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職(係長-係員間)(2級、一部は3級)
技術係員	37.6	409,345	333,384	75,961	(1級)

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である(第18表その2において同じ。)

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
	歳	円	円	円		
支 店 長		52.6	680,285	674,776	5,509	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.7	669,744	666,701	3,043	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		50.0	574,347	571,687	2,660	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		47.4	539,918	533,811	6,107	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		44.8	506,884	467,675	39,209	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		42.2	413,404	369,857	43,547	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		40.0	387,146	338,255	48,891	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		33.9	322,025	279,292	42,733	（1級）
工 場 長		52.1	725,830	622,900	102,930	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		50.2	634,841	631,185	3,656	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		49.1	542,248	539,065	3,183	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		46.3	538,890	523,463	15,427	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		45.0	478,547	433,106	45,441	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		42.1	455,079	375,714	79,365	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		37.9	391,285	321,042	70,243	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		33.0	337,349	277,477	59,872	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長	49.3	974,278	970,318	3,960	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）	
事 務 部 次 長	46.9	783,765	783,445	320	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）	
事 務 課 長	46.1	553,920	548,702	5,218	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）	
事 務 課 長 代 理	43.5	508,359	475,395	32,964	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）	
事 務 係 長	43.6	428,928	389,288	39,640	係の長及び係長級専門職（2級）	
事 務 主 任	38.2	370,063	334,068	35,995	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）	
事 務 係 員	35.4	331,567	293,420	38,147	（1級）	
工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長	50.3	556,162	553,588	2,574	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）	
技 術 部 次 長	48.5	480,110	480,110	0	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）	
技 術 課 長	45.5	446,293	445,129	1,164	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）	
技 術 課 長 代 理	45.0	396,761	381,673	15,088	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）	
技 術 係 長	40.4	328,557	311,118	17,439	係の長及び係長級専門職（2級）	
技 術 主 任	38.2	344,690	309,830	34,860	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）	
技 術 係 員	32.6	299,148	268,380	30,768	（1級）	